

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	身体障害者手帳に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南国市は、身体障害者手帳に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

身体障害者手帳に関する事務は、業者が提供しているシステムにより運営され、そのシステムの管理はサービス提供事業者が行っているため、サービス提供事業者における個人情報管理体制を確認する。

## 評価実施機関名

南国市長

## 公表日

令和5年8月28日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法の規定に則り、進達事務、手帳情報の照会業務、手帳交付業務を行う。 特定個人情報は以下の業務で行う ・手帳進達、返還等に係る事務
③システムの名称	心身障害者台帳システム 住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名連携システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
心身障害者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一(11の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 <情報提供> 別表第二 第10号1項 主務省令9-1-1 別表第二 第16号1項 主務省令12-1-4 別表第二 第20号1項 主務省令14-1-1、14-2-1 別表第二 第108号2項 主務省令55-1-9、55-1-1、55-1-5
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉事務所
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒783-8501 高知県南国市大塙甲2301番地 南国市役所 福祉事務所 TEL 088-880-6566
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒783-8501 高知県南国市大塙甲2301番地 南国市役所 総務課 TEL 088-880-6551

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署	所属長 所長 中村 俊一	所属長 所長 岩原 富美	事後	人事異動後
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 対象人数	いつ時点の計測か 平成27年6月11日	いつ時点の計測か 平成29年4月1日	事後	計測時点の更新
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 取扱者数	いつ時点の計測か 平成27年6月11日	いつ時点の計測か 平成29年4月1日	事後	計測時点の更新
平成29年7月11日	I 関連情報 3 個人情報の利用	番号法別表第1(11の項)	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一(11の項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条	事後	法令表記の変更
平成29年7月11日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二(15、27、28、54、55、56-2、57、79、106、116)	②法令上の根拠 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二 第10号1項 主務省令9-1-1 別表第二 第16号1項 主務省令12-1-4 別表第二 第20号1項 主務省令14-1-1、14-2-1 別表第二 第108号2項 主務省令55-1-9、55-1-1、55-1-5	事後	法令表記の変更
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 対象人数	いつ時点の計測か 平成29年4月1日	いつ時点の計測か 平成30年4月1日	事後	計測時点の更新
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 取扱者数	いつ時点の計測か 平成29年4月1日	いつ時点の計測か 平成30年4月1日	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 対象人数	いつ時点の計測か 平成30年4月1日	いつ時点の計測か 平成31年4月1日	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 取扱者数	いつ時点の計測か 平成30年4月1日	いつ時点の計測か 平成31年4月1日	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署	所属長 所長 岩原 富美	所属長の役職名 所長	事後	様式変更
平成31年4月1日	IV リスク対策	なし	(新規項目)	事後	新規項目への記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 対象人数	いつ時点の計測か 平成31年4月1日	いつ時点の計測か 令和2年4月1日	事後	計測時点の更新
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 取扱者数	いつ時点の計測か 平成31年4月1日	いつ時点の計測か 令和2年4月1日	事後	計測時点の更新
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 対象人数	いつ時点の計測か 令和2年4月1日	いつ時点の計測か 令和3年4月1日	事後	計測時点の更新
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 取扱者数	いつ時点の計測か 令和2年4月1日	いつ時点の計測か 令和3年4月1日	事後	計測時点の更新
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 <情報提供> 別表第二 第10号1項 主務省令9-1-1 別表第二 第16号1項 主務省令12-1-4 別表第二 第20号1項 主務省令14-1-1、14-2-1 別表第二 第108号2項 主務省令55-1-9、55-1-1、55-1-5	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 <情報提供> 別表第二 第10号1項 主務省令9-1-1 別表第二 第16号1項 主務省令12-1-4 別表第二 第20号1項 主務省令14-1-1、14-2-1 別表第二 第108号2項 主務省令55-1-9、55-1-1、55-1-5	事後	番号法改正に伴う変更
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	いつ時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつ時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	いつ時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつ時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	いつ時点の計測か 令和4年4月1日時点	いつ時点の計測か 令和5年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	いつ時点の件数か 令和4年4月1日時点	いつ時点の件数か 令和5年4月1日時点	事後	計数時点の更新